

▼指導監査等の種別(3分類)

(1)施設監査・立入調査(各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査)

施設・事業	根拠法	監査指針	実施主体
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について (平成27年12月7日付三府省通知)	市
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	学校教育法	従前の取り扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断	県
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	児童福祉法	児童福祉行政監査の実施について (令和7年3月21日こども家庭庁通知)	市
家庭的保育事業等 (小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型)	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について (平成27年12月24日厚労省通知)	市
認可外保育施設	児童福祉法	認可外保育施設に対する指導監督の実施について (令和6年3月29日こども家庭庁通知)	市

※幼保連携型以外の認定こども園は、認定こども園としての認定基準の遵守状況を実地調査等で確認。

(2)検査(各施設設置者及び事業者に対する業務管理体制の整備に関する検査)

施設・事業	根拠法	監査指針
特定教育・保育施設設置者 特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定・教育保育の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(平成28年2月15日付内閣府通知)

(3) 確認監査(各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査)

① 集団指導

主に、新たに(概ね1年以内に)確認を受けた特定教育・保育施設等、特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、講習等による方法で実施

② 実地指導

主に、すべての特定教育・保育施設等、特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、施設で実施

※実地指導中、著しい運営基準違反が確認され、利用児童の生命、安全等に危害を及ぼす場合、給付費等の請求に不正等がある場合には、監査へ変更。

施設・事業	根拠法	監査指針
特定教育・保育施設 特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について (平成27年12月7日付三府省通知)
特定子ども・子育て支援施設等	子ども・子育て支援法	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について (令和元年11月27日三府省通知)

～参考～

【特定教育・保育施設】

施設型給付(保育所は委託費)を受ける施設(＝認定こども園、保育所、新制度の幼稚園)

【特定地域型保育事業者】

地域型保育給付を受ける事業者(＝小規模保育事業、事業所内保育事業)

【特定子ども・子育て支援施設等】

施設等利用給付を受ける施設又は事業(＝認可外保育施設、新制度未移行幼稚園、認定こども園・幼稚園などで行う預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業等)

【参照条文】子ども・子育て支援法第7条第4項～第10項並びに第27条第1項、第29条第1項、第30条の11第1項

▼施設別の指導監査等及び担当課

施設・事業	施設監査・立入調査		検査(※3)	確認監査
	労務・会計関係	設備基準等		
幼保連携型認定こども園	指導監査課(※1)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課
幼稚園(私学助成園を除く) (幼稚園型認定こども園を含む)				
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	指導監査課 (保育所型認定こども園※1)	保育・幼稚園課		
家庭的保育事業等 (小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課		
地方裁量型認定こども園(※2)	保育・幼稚園課 (※1)	保育・幼稚園課		
特定子ども・子育て支援施設等	保育・幼稚園課 (※4)	保育・幼稚園課 (※4)		

※1: 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人の監査(＝外部監査)を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については省略することができる。

※2: 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設の位置づけであるため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(令和6年3月29日こども家庭庁通知)」に基づき施設監査(＝立入調査)を実施する。

※3: 子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により松山市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者のみ検査の対象となる。

※4: 立入調査の対象となる認可外保育施設のみ。

～指導監査等の負担軽減及び効果的な実施に向けた方針～

①各法令等に基づき複数の指導監査等が行われるが、実施主体や監査事項に同様の内容が見受けられるため、(1)～(3)の指導監査等を各担当課が同時に行う。その際は、提出された事前提出資料を基に実施する。

②幼稚園又は認定こども園の設置者が当該園の運営に係る会計について外部監査を受けている場合は、軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、市が実施する会計監査を省略する。

※私立幼稚園については、県が行う施設監査と日程調整を行う。また、建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを十分尊重する。

※幼保連携型認定こども園も、従来から建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開してきた経緯を踏まえた対応を行う。

～指導監査等の流れ～

- ①実施1か月前に指導監査実施通知(施設監査、確認監査、検査の内容を合同で通知)を発出。
(日時については、各施設及び事業者の都合に応じて変更対応可)
- ②実施1週間前までに、事前提出書類等の必要書類を提出。
- ③事前提出書類等にて、内容を確認した上で、指導監査班(施設種別に応じて各担当課合同)を編成し、実地にて書類等を基に、重点事項を特に確認。
- ④監査(実地指導)後に講評を行い、状況に応じて各指導(文書指導、口頭指導)や助言を実施。
- ⑤監査(実地指導)結果の通知を発出。
- ⑥監査(実地指導)結果の公表(実施件数や指導等の件数)